薬の処方せんの使用期間の徒過の防止について(回答)

一行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議(座長:堀田力)に諮り、 その意見を踏まえて、平成22年3月30日、厚生労働省に対しあっせんし、9月30日、同省から回答を受領しました。

(行政相談の要旨)

3連休前の金曜日に病院から処方せんをもらったが、使用期間があることを知らず、連休明けの火曜日に薬局に提出したところ、当該処方せんは使用期間の4日間を過ぎているので無効と言われた。処方せんの使用期間(4日間)は、期間内に連休を含む場合には短すぎるので、休日を除く等により、実質的に延長してほしい。

(あっせん要旨)

厚生労働省は、処方せんの使用期間を徒過する事案の発生を防止する観点から、処方せんの使用期間の国民への周知について、次の措置を講ずる必要

- ① 処方せんの使用期間が4日以内であること 及び医師の判断により使用期間の延長が可能 であることについて、国民への周知が図られ るよう広報啓発を行うこと。
- ② 処方せんに使用期間を記載する際には、患者に分かりやすくするため文字の大きさ、配置等に留意するよう医療機関に要請すること。
- ③ 処方せんの使用期間が4日以内であること 及び医師の判断により使用期間の延長が可能 であることについて、<u>待合室等に掲示を行う</u> こと等により患者への周知を図るよう医療機 関に要請すること。

(回答要旨)

薬の処方せんの使用期間の徒過の防止について、次の措置を講じた。

- 1. 厚生労働省のホームページにおいて、処方せんの使用期間が4日以内であること及び特殊の事情により医師等が処方せんに別途使用期間を記載した場合には、その日まで有効となることを広報啓発した。
- 2. 医療機関に対して、
- ・患者に分かりやすくするため、処方せん における使用期間の記載に対する配慮
 - ・使用期間が4日以内であること等を院内 に掲示するなどの処方せんの取扱いに関す る患者への周知

について要請を行った。

(医療機関(※)に要請した取組の例)

- 1 会計窓口で支払いをする際や処方せんを交付する際に、患者に処方せんの使用期間について声掛け
- 2 待合室の掲示板や受付窓口、会計窓口等に、処方せんの使用期間に関する事項を記載したものを掲示又は設置
- 3 医療機関のホームページや医療機関が発行する広報誌等に掲載
- 4 処方せんに記載されている使用期間について、患者に分かりやすくするため、文字の大きさや配置等に配慮

※ (社)日本医師会、(社)日本歯科医師会、(社)日本病院会、(社)全日本病院協会、(社)日本医療法人協会、(社)日本精神病院協会、(独)国立病院機構本部、厚生労働省医政局政策医療課及び地方厚生(支)局医療指導課管下の保険医療機関



担当部局:総務省行政評価局行政相談課 連絡先:行政相談業務室長 羽室 雅文

電 話:03-5253-5425 (直通)

FAX: 03-5253-5426

E-mail: https://www.soumu.go.jp/hyouka/

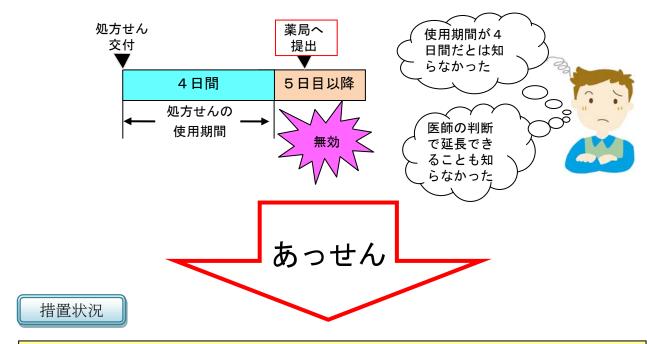
i-hyouka-form.html

薬の処方せんの使用期間の徒過の防止について

- -・処方せんの使用期間は、交付の日を含めて4日以内 ・ただし、特殊の事情があると認められる場合は、医師の判断により延長が可能

あっせん前

- ・医療機関が用いる処方せんの使用期間欄の記載は、文字が小さく患者が見落としやすい。
- ・処方せんに使用期間を記載すること以外に、使用期間に関する周知や、処方せんの使用期 間延長の特例措置に関する周知は、ほとんど実施されていない。
- ・この結果、患者本人が、処方せんの使用期間に関する現行制度を知らなかったことにより、 処方せんの使用期間を徒過する事案が日常的に発生



- (1) 厚生労働省のホームページに以下の内容を掲載
 - ① 処方せんの使用期間が4日以内であること。
 - ② 特殊の事情により医師等が処方せんに別途使用期間を記載した場合には、その日まで 有効となること。
- (2) 医療機関に対して、以下について要請
 - ① 患者に分かりやすくするため、処方せんにおける使用期間の記載に対する配慮
 - 使用期間が4日以内であること等を院内に掲示するなど患者への周知

